

国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学  
 マテリアル先端リサーチインフラデータ登録約款  
 一部改正新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
<p>(用語の定義)</p> <p>第1条 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第1条 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。</p>
(略)	(略)
<p>(4) 「本事業機関」とは、本事業に参画する下記25機関をいいます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>国立研究開発法人 物質・材料研究機構、国立大学法人 東北大学、国立大学法人 東京大学、国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学、国立大学法人 京都大学、国立大学法人 九州大学、国立大学法人 北海道大学、公立大学法人 公立千歳科学技術大学、国立大学法人 山形大学、国立大学法人 筑波大学、国立研究開発法人 産業技術総合研究所、学校法人 早稲田大学、国立大学法人 <b>東京科学大学</b>、国立大学法人 電気通信大学、国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学、国立大学法人 信州大学、国立大学法人 名古屋工業大学、学校法人トヨタ学園 豊田工業大学、大学共同利用機関法人 自然科学研究機構、国立大学法人 大阪大学、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構、国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学、国立大学法人 広島大学、国立大学法人 香川大学</p>	<p>(4) 「本事業機関」とは、本事業に参画する下記25機関をいいます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>国立研究開発法人 物質・材料研究機構、国立大学法人 東北大学、国立大学法人 東京大学、国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学、国立大学法人 京都大学、国立大学法人 九州大学、国立大学法人 北海道大学、公立大学法人 公立千歳科学技術大学、国立大学法人 山形大学、国立大学法人 筑波大学、国立研究開発法人 産業技術総合研究所、学校法人 早稲田大学、国立大学法人 <b>東京工業大学</b>、国立大学法人 電気通信大学、国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学、国立大学法人 信州大学、国立大学法人 名古屋工業大学、学校法人トヨタ学園 豊田工業大学、大学共同利用機関法人 自然科学研究機構、国立大学法人 大阪大学、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構、国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学、国立大学法人 広島大学、国立大学法人 香川大学</p>
(略)	(略)
<p>(データの利用範囲について)</p> <p>第15条 非共用または広域シェアの対象となっているデータの利用範囲は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 非共用においては、データ登録者のみが、自身の登録データおよび構造化データについて、閲覧、検索、編集、ダウンロードおよび利用をす</p>	<p>(データの利用範囲について)</p> <p>第15条 非共用または広域シェアの対象となっているデータの利用範囲は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 非共用においては、データ登録者のみが、自身の登録データおよび構造化データについて、閲覧、検索、編集、ダウンロードおよび利用をす</p>

ることができます。

- (2) 前号にかかわらず、非共用期間中であっても、ネットワークやシステムなどの障害対応やメンテナンスの実施に限り、本事業機関のシステム管理者、ネットワーク管理者はデータセットの表示・検索・ダウンロードなどの操作を行えるものとします。
- (3) 本事業機関のシステム管理者、ネットワーク管理者は非共用期間中であっても登録されたデータファイル数、データ量、登録日などのシステム管理に必要な統計情報を取得できるものとします。
- (4) 広域シェアとなっている登録データは、本事業従事者のみが、事業の運営やサービスの向上等の事業に資する目的に限り、閲覧、検索、編集、ダウンロードおよび二次利用することができます。ただし、政府機関の特別な要請に基づき当該政府機関に提供される場合および登録データを生成した装置の性能向上のため当該装置のメーカーに提供される場合は、これらの者も利用できるものとします。
- (5) データ登録者は、自身のみの登録データについてアクセス権を有します。
- (6) 登録データは、データ利用者に共用されません。ただし、登録データが顕微鏡撮影画像などの画像データや動画ファイルである場合には、本事業機関は複製、フォーマット変換、リサイズ、メタデータの削除などの編集や加工を行ったうえでデータ利用者に提供することができるものとします。
- (7) プロセス加工情報を含む「表データ」および付随する各種データは、「構造化データ」として扱いますが、データ登録者の希望により「登録データ」として扱うこともできます。
- (8) 広域シェアとなっている構造化データについて、本事業機関は、閲覧、検索、編集、ダウンロード、二次利用、および第三者への有償・無償による提供をすることができます。
- (9) 広域シェアとなっている構造化データについて、データ利用者は、閲覧および検索することができます。
- (10) 本事業機関への申し込みに基づき、本事業機関から構造化データが提供された場合もしくはダウンロード権限が付与された場合に限り、データ利用者は当該データの編集などの二次利用をすることができます。
- (11) データ中核拠点共用の利用範囲についてはデータ中核拠点が別途定め

ることができます。

- (2) 前号にかかわらず、非共用期間中であっても、ネットワークやシステムなどの障害対応やメンテナンスの実施に限り、本事業機関のシステム管理者、ネットワーク管理者はデータセットの表示・検索・ダウンロードなどの操作を行えるものとします。
  - (3) 本事業機関のシステム管理者、ネットワーク管理者は非共用期間中であっても登録されたデータファイル数、データ量、登録日などのシステム管理に必要な統計情報を取得できるものとします。
  - (4) 広域シェアとなっている登録データは、本事業従事者のみが、事業の運営やサービスの向上等の事業に資する目的に限り、閲覧、検索、編集、ダウンロードおよび二次利用することができます。ただし、政府機関の特別な要請に基づき当該政府機関に提供される場合および登録データを生成した装置の性能向上のため当該装置のメーカーに提供される場合は、これらの者も利用できるものとします。
  - (5) データ登録者は、自身のみの登録データについてアクセス権を有します。
  - (6) 登録データは、データ利用者に共用されません。ただし、登録データが顕微鏡撮影画像などの画像データや動画ファイルである場合には、本事業機関は複製、フォーマット変換、リサイズ、メタデータの削除などの編集や加工を行ったうえでデータ利用者に提供することができるものとします。
- (挿入)
- (7) 広域シェアとなっている構造化データについて、本事業機関は、閲覧、検索、編集、ダウンロード、二次利用、および第三者への有償・無償による提供をすることができます。
  - (8) 広域シェアとなっている構造化データについて、データ利用者は、閲覧および検索することができます。
  - (9) 本事業機関への申し込みに基づき、本事業機関から構造化データが提供された場合もしくはダウンロード権限が付与された場合に限り、データ利用者は当該データの編集などの二次利用をすることができます。
  - (10) データ中核拠点共用の利用範囲についてはデータ中核拠点が別途定めるところによるものとします。

るところによるものとします。

(略)

附 則

本約款は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年10月1日)

本約款は、令和6年10月1日から施行する。

(略)

附 則

本約款は、令和5年4月1日から適用する。

(挿入)